

北海道教育大学紀要編集委員会に関する申合せ

平成16年11月22日
学術研究推進室室長裁定

(趣旨)

第1 この申合せは、北海道教育大学紀要編集発行要領第7に基づき、北海道教育大学紀要編集委員会(以下「紀要編集委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(紀要編集委員会)

第2 紀要編集委員会は、教育科学編、人文科学・社会科学編及び自然科学編の各部門ごとの審査に基づき受け付けた論文の採否を審議決定するとともに、紀要の編集及び発行上の必要な業務を行う。

2 紀要編集委員会は、次に掲げる編集委員で組織する。

(1) 各校において選出された教授 各3人(副学長が推薦するものとし、教育科学編、人文科学・社会科学編及び自然科学編の各部門から各1人)

(2) 学術研究推進室の特別補佐 1人

3 編集委員の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の編集委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(編集委員長等)

第3 紀要編集委員会に編集委員長を置き、編集委員の互選とする。

2 紀要編集委員会に副編集委員長を置き、第2第2項第2号の特別補佐をもって充てる。

3 編集委員長は、教育科学編、人文科学・社会科学編及び自然科学編ごとに編集委員のうちから各1人の部門責任者を指名する。

4 部門責任者は、当該部門の受け付けた論文の審査を総括する。

5 編集委員長は、編集委員のうちから各校ごと1人の紀要実務担当者を指名する。

(紀要実務担当者会議)

第4 編集及び発行における実務上の事項等を審議をするため、紀要編集委員会に、紀要実務担当者会議を置く。

2 紀要実務担当者会議は、編集委員長、副編集委員長及び紀要実務担当で組織する。

(雑則)

第5 紀要編集委員会に関する事務は、事務局学術情報室が行う。

第6 この申合せに定めるもののほか、紀要編集委員会の運営に関し必要な事項は、学術研究推進室室長が別に定める。

附 則

1 この申合せは、平成16年12月1日から施行する。

2 この申合せの施行後、最初に選出された第2第2項の編集委員の任期は、第2第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。